

介護事業経営者と弁護士のみなさまへ

訴訟・賠償トラブル解決支援サービス提案書

介護事故防止のノウハウと知見で立証データを作ります

転倒事故の訴訟事例

歩行自立の利用者に職員が付き添っている時、利用者が転倒骨折し訴訟になりました。

家族は「近くに職員がいるのだから転倒は防げたはずだ、職員の過失である」と主張して、訴訟を起こしました。

職員の過失だ！

賠償しろ！



現実には付き添っている職員がいつでも必ず転倒を防げる訳ではありません。転び方によっては防ぐことが極めて難しいケースもあるからです。

この転倒事故が10回のうち2回しか防げないという実証実験のデータがあったら。

無過失を立証できるはず

転倒事故の賠償請求事例

認知症で立位不可の利用者が、車椅子から立ち上がってそのまま転倒し骨折しました。家族は「すぐ近くに職員がいたのだから、きちんと見守っていれば防げたはずだ、職員の過失である」と主張し、弁護士を介して賠償請求の書面を送付してきました。

職員の過失よ！
賠償しなさい！



職員がすぐ近くにいても全ての転倒を防げる訳ではありません。利用者から目を離さずに常時見守り続けることは不可能ですし、視界に入っているも駆けつけて利用者を支えることは極めて難しいからです。

職員が近くで見守っていても、この転倒事故が防げないという実証実験のデータがあったら

無過失を立証できるはず

弊社の実証データの資料を使えば 無過失を立証できるかもしれません

■ 実証実験①

○ 介助歩行中の転倒回避可能性の実証実験
介護職員が歩行中の利用者に付き添い歩行をしていて、利用者が突然転倒しそうになります。この利用者の転倒事故を、どれくらいの確率で介護職員が阻止できるか実験しました。転倒の仕方は、「ふらつき」「つまづき」「膝折れ」という良く起こる3つの転倒のケースについて試しました。



➡ 実験結果は

「ふらつき」では容易に転倒を防止できるが、「つまづき」と「膝折れ」では、ほとんど転倒を防げない。

弊社の実証データの資料を使えば 無過失を立証できるかもしれません

■実証実験②

○見守り中の転倒防止実験

車椅子に座っている利用者が突然椅子から立ち上がり、直後または一歩踏み出した後に前方に転倒します。少し離れた場所にいる職員が駆け寄って利用者を支えます。



“すぐ転ぶ”と転倒は全く防げない

➡ 実験結果は

じっと見守っていても、立ち上がってすぐに転倒する
とほとんど防げない。利用者との距離が近くても、転
倒防止可能性には無関係。

【転倒防止実証実験の結果】

《1》歩行介助中の転倒防止実験

転倒の仕方	転倒防止回数
患側へのふらつき	9回／10回（90%）
つまづき	2回／10回（20%）
膝折れ	0回／10回（0%）
合計	11回／30回（36.6%）

職員の経験年数	転倒防止回数
14年	4回／15回（26.6%）
4年	7回／15回（46.6%）
合計	11回／30回（36.6%）

《2》見守り中の転倒防止実験

◎見守りの距離1.5m

見守りの方法	転倒防止回数	
じっと見守っている	すぐに倒れる	0回／5回（0%）
	1歩踏み出して倒れる	3回／5回（60%）
見たり見なかったり	すぐに倒れる	0回／5回（0%）
	1歩踏み出して倒れる	3回／5回（60%）
作業をしながら	すぐに倒れる	0回／5回（0%）
	1歩踏み出して倒れる	1回／5回（20%）
合計	7回／30回（23.3%）	

◎見守りの距離3.0m

見守りの方法	転倒防止回数	
じっと見守っている	すぐに倒れる	0回／5回（0%）
	1歩踏み出して倒れる	4回／5回（80%）
見たり見なかったり	すぐに倒れる	0回／5回（0%）
	1歩踏み出して倒れる	1回／5回（20%）
作業をしながら	すぐに倒れる	0回／5回（0%）
	1歩踏み出して倒れる	0回／5回（0%）
合計	5回／30回（16.6%）	

賠償訴訟支援の例

誤嚥死亡事故訴訟で調査結果を法廷に提出

■ 認知症利用者の誤嚥死亡事故の訴訟

認知症の利用者が初めて利用したショートステイで誤嚥事故で死亡、遺族が賠償訴訟を提起。



原告側の主張：利用の1カ月前に誤嚥で入院しており、嚥下機能低下があるのに普通食を提供したことは過失である。



被告側の主張：ケアマネジャーの情報提供では、「嚥下機能は正常で食事形態は普通食」とあり普通食を提供したことに過失は無い。



原告側の反論：ケアマネジャーからの情報提供が無くても、入院歴を直接家族に尋ねる義務がある。



弊社でショートステイに調査を実施。215施設中210施設が「ケアマネジャーを信頼して、誤嚥の入院歴を家族には尋ねない」と回答。調査結果を裁判で証拠として提出し、**被告の無過失を立証。**

賠償トラブル支援の例

行方不明事故の無過失を立証

■ 認知症利用者の行方不明事故の賠償請求

認知症の利用者がショートステイで行方不明となり、傷害を負った事故で代理人から高額な賠償請求。



弊社で112施設のショートステイに調査を実施。職員の見守りやセキュリティなど、相当な注意をもってしても防ぎ切れず、不可抗力性が高いことを立証。低額の見舞金で示談。

【調査結果】過去3年間での行方不明事故の実態

調査数	総数	有り	回数
入所	37	19	65
通所	49	34	73
短期入所	26	12	18
合計	112	65	156

訴訟・賠償トラブル解決支援サービスとは？

➡ 無過失を立証する資料を作成します

事故状況を再現して実証実験を実施し、事故の防止可能性などの科学的実証データを作成し提供いたします。

➡ 事故防止可能性の調査を実施します

施設で行っている事故防止対策などを調査し、「標準的な介護施設としての安全配慮を怠っていなかった」ことを立証します。

➡ 事業者の無過失立証の資料を作成します

介護事故に精通したPT・OT・STや社会福祉士など、専門家の知見による無過失立証の資料を作成します。

その他介護事故の訴訟や賠償請求に対する主張などについても、ご相談させていただきます。

詳しいお問い合わせは下記まで

株式会社安全な介護 担当：山田
豊島区西池袋5丁目26-15 久保田ビル2F
TEL:03-5995-2275 FAX:03-5986-1776
mail : scatterbrain0585@mopera.net